

# 大規模災害等発生時の児童引き渡し保護者用マニュアル

柳井市立大畠小学校

## 1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき  
(震度5弱以上)（震度4以下の場合は原則として教職員が引率した集団下校）
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき

保護者引き取りまでは、原則として学校で待機させます。

## 2 保護者引き渡しについての連絡手段

### （1）通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者あて緊急メールにより連絡し、お子さんの引き取りを依頼します。

### （2）いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。

「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の中央玄関・東昇降口・西昇降口に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

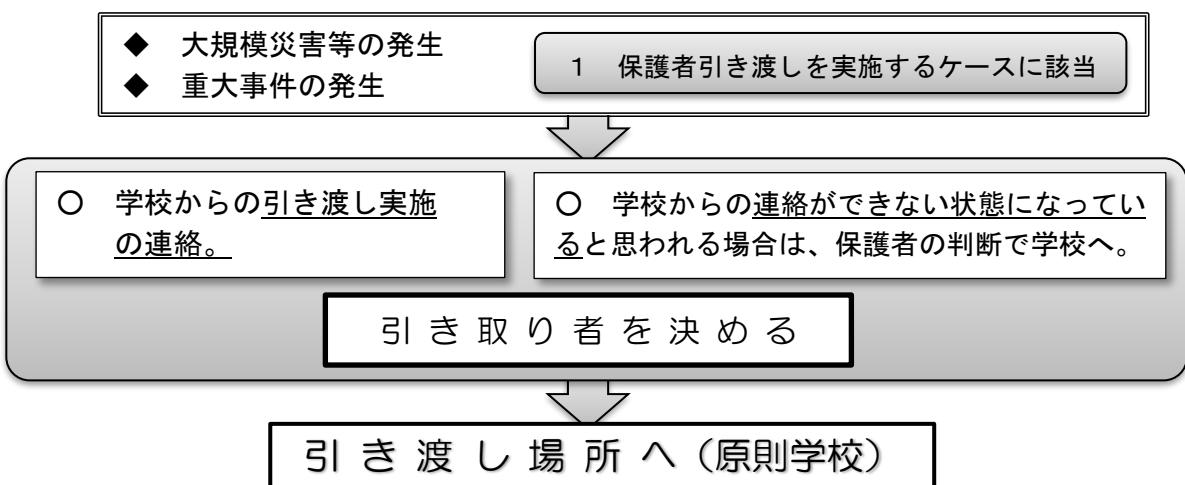
## 3 引き渡し場所

### （1）大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校を引き渡し場所とします。津波被害等で学校での引き渡しが不可能と判断した場合は、二次避難場所（西上原公会堂＝職員駐車場の上）を引き渡しの場所とします。

### （2）不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき

原則、学校を引き渡し場所とします。児童の心理的動搖等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。



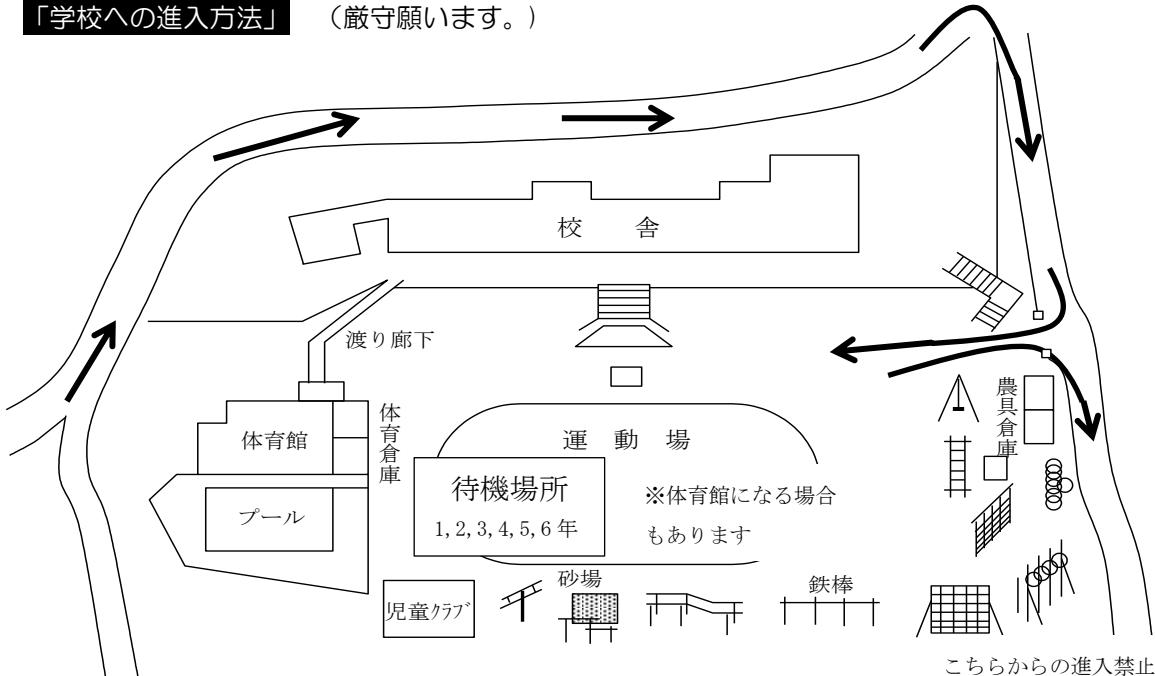
## 4 引き渡しの手順

### (1) 受付

運動場の該当学級の列に並んでください。

複数のお子さんがおられる場合は、小さい学年のお子さんの学級へ子どもたちが全て移動しています。小さい学年のお子さんの学級へ並んでください。

「学校への進入方法」 (厳守願います。)



### (2) お子さんによる確認

教職員に、「引き渡しカード（携帯用）」を渡し、「○○（児童名）の△（続柄）です。」と告げてください。「引き渡しカード」を忘れた場合は、運転免許証等を提示いただき、引き取り者の確認をします。

### (3) 引き渡し

お子さんが引き取り者を確認できたら引き渡します。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を担当の教職員に伝えてください。

### (4) お願い

子どもたちが落ち着いて待機し、順に引き渡しが実施できるようにしています。担当の教職員に知らせずに待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。